

行政簡素化實施ノ爲ニスル厚生省官制中改正ノ件

昭 和 七 年 十 一 月 一 日	昭 和 七 年 十 一 月 一 日	昭 和 七 年 十 一 月 一 日
初 令 第 七 六 号	公 布	決 議

勅令第 號

厚生省官制中左ノ通改正ス

第一條中「及勞務」ヲ「勤勞及社會保險」ニ改ム

第一條ノ二ヲ削ル

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

- 一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項
- 二 所管行政ニ關スル調査及審議立案一般ニ關スル事項
- 三 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項
- 四 厚生省研究所ニ關スル事項

第三條 厚生省ニ左ノ五局ヲ置ク

人口局

衛生局

生活局

勤勞局

保險局

第四條 人口局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項
- 二 體力管理ニ關スル事項
- 三 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項
- 四 母性及乳幼児ノ保護指導ニ關スル事項
- 五 其ノ他人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 醫事及藥事ニ關スル事項
- 二 衛生資材ニ關スル事項
- 三 飲食物ノ衛生及環境衛生ニ關スル事項
- 四 檢疫及傳染病其ノ他ノ疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 五 其ノ他醫務ニ關スル事項

第六條 生活局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 健民生活ノ指導ニ關スル事項
- 二 住宅ニ關スル事項
- 三 社會福利施設ニ關スル事項
- 四 救護及救療ニ關スル事項
- 五 其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

第七條 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 勤勞ノ需給ニ關スル事項
- 二 職業指導及職業訓練ニ關スル事項
- 三 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 四 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 五 工場及鑛山ニ於ケル勤勞衛生ニ關スル事項
- 六 其ノ他勤勞ニ關スル事項

第八條 保險局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 健康保險、國民健康保險及勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項
- 二 船員保險及勞働者年金保險ニ關スル事項
- 三 其ノ他社會保險ニ關スル事項

第九條中「勞働局」ヲ「勤勞局」ニ改ム

第十一條中「事務官專任二十五人」ヲ「事務官專任二十二一人」ニ、「理事官專任九人」ヲ「理事官專任十六人」ニ改ム

第十二條 厚生省ニ技監專任一人ヲ置ク勅任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌理ス

第十三條 厚生省ニ技師專任四十人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十三條ヲ第十四條トシ第十三條ノ二ヲ第十五條トス

第十四條中「專任百十七人」ヲ「專任百七十六人」ニ改メ同條ヲ第十六條トス

第十五條中「技師專任三十人」ヲ「技師專任二十四人」ニ改メ同條ヲ第十七條トス

第十六條中「體育官補專任六人」ヲ「體育官補專任五人」ニ改メ同條ヲ第十八條トス

第十七條第二項中「勞働衛生」ヲ「勤勞衛生」ニ改メ同條ヲ第十九條トス

第十八條第二項中「勞働衛生」ヲ「勤勞衛生」ニ改メ同條ヲ第二十條トス

第十九條ヲ第二十一條トシ第十九條ノ二ヲ第二十二條トシ第二十條ヲ削ル

六

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

保険院官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ保険院職員ノ職ニ在リテ社會保険局ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルト  
キハ保険院書記官ハ厚生書記官ニ、保険院事務官ハ厚生事務官ニ、保険院理事官ハ厚生理事官  
ニ、保険院技師又ハ保険院保健技師ハ厚生技師ニ、保険院屬ハ厚生屬ニ、保険院技手ハ厚生技  
手ニ同官等俸給又ハ現ニ受クル待遇相當官等ニ相當スル官等及現ニ受クル俸給額ニ相當スル  
級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ休職中ノ保険院職員ニシテ休職ト爲リタル際社會保険局ニ屬シタルモノ別  
ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ厚生省職員ニ同官等俸給又ハ現ニ受

クル待遇相當官等ニ相當スル官等及現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモ  
ノトス



## 参照

### 厚生省官制

第一條 厚生大臣ハ人口ノ涵養、國民ノ保健、社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導及勞務、勤

勞及社會保險ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

第一條ノ二 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外所管行政ノ考查一般ニ關スル事務ヲ掌

ル

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項

二 所管行政ニ關スル調査及審議立案一般ニ關スル事項

三 所管行政ノ考查一般ニ關スル事項

四 厚生省研究所ニ關スル事項

三 第二條 厚生省ニ左ノ六五局ヲ置ク

人口局

衛生局

豫防局

生活局

勤勞局

勞働局

職業局

保險局

四

第三條 人口局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項

二 體力管理ニ關スル事項

三 武道、體育運動、體力鍊成其ノ他體育訓練ニ關スル事項

四 妊産婦、母子、兒童母性及乳幼兒ノ保護指導ニ關スル事項

五 其ノ他人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第四條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 醫事及藥事ニ關スル事項

二 衛生資材ニ關スル事項

三 飲食物ノ衛生及環境衛生ニ關スル事項

- 四 檢疫及傳染病其ノ他ノ疾病ノ豫防ニ關スル事項
  - 環境衛生ニ關スル事項
  - 其ノ他醫務ニ關スル事項
- 第五條 豫防局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 傳染病、地方病其ノ他ノ疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 二 檢疫ニ關スル事項
- 三 精神病ニ關スル事項
- 四 民族衛生ニ關スル事項

第六條 生活局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 健民生活ノ指導ニ關スル事項
- 二 社會福利施設ニ關スル事項
- 三 救護及救療ニ關スル事項
- 四

- 三 衣食ノ指導ニ關スル事項
- 二 住宅ニ關スル事項
- 五 其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

第七條 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 勤勞ノ需給ニ關スル事項
- 二 職業指導及職業訓練ニ關スル事項
- 三 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 四 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 五 工場及鑛山ニ於ケル勤勞衛生ニ關スル事項
- 六 其ノ他勤勞ニ關スル事項



第七條 労働局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 労働條件ニ關スル事項
- 二 労働能率ノ増進其ノ他勞務管理ニ關スル事項
- 三 工場及鑛山ニ於ケル労働衛生ニ關スル事項
- 四 其ノ他勞務ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第八條 職業局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 職業紹介ニ關スル事項
- 二 失業對策ニ關スル事項
- 三 其ノ他勞務ノ需給ニ關スル事項

第八條 保險局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 健康保險、國民健康保險及労働者災害扶助責任保險ニ關スル事項
- 二 船員保險及労働者年金保險ニ關スル事項
- 三 其ノ他社會保險ニ關スル事項

第九條 厚生省ニ労働勤勞局參與十五人以内ヲ置キ労働勤勞局ノ局務ニ參與セシム

労働勤勞局參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十條 厚生書記官ハ專任十九人ヲ以テ定員トス

第十一條 厚生省ニ事務官專任二十五人二十二人及理事官專任九人十六人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 厚生省ニ技監專任一人ヲ置ク勅任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌理ス

第十三條 厚生省ニ技師專任四十人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十四條 厚生省ニ技師專任四十二人ヲ置ク奏任トス但シ内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 厚生省ニ體育官專任六人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ體育訓練ニ關スル事務ヲ

掌ル

第十六條 厚生省ニ教護官專任一人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ少年教護ノ指導監督

ヲ掌ル

十六

第十四條 厚生屬ハ專任百十七人百七十六人ヲ以テ定員トス

十七

第十五條 厚生省ニ技師專任三十人二十四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

十八

第十六條 厚生省ニ體育官補專任六人五人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ體育訓練ニ關ス

ル事務ニ從事ス

十九

第十七條 厚生省ニ勞務監督官ヲ置キ書記官、事務官、勞務官、理事官又ハ技師ヲ以テ之ニ充

ツ

勞務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場法、賃金統制令、賃金臨時措置令(船員ニ關スルモノヲ除

ク)、工場就業時間制限令、工業労働者最低年齢法、退職積立金及退職手当法、労働者災害扶

助法及商店法ノ施行ニ關スル事務、鑛夫ニ關スル事務、鑛山ニ於ケル労働勤勞衛生ニ關スル

事務並ニ労働爭議調停ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十  
第十八條 厚生省ニ勞務監督官補ヲ置キ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

勞務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法、賃金統制令、賃金臨時措置令(船員ニ關スルモノヲ除ク)、工場就業時間制限令、工業労働者最低年齢法、退職積立金及退職手当法、労働者災害扶助法及商店法ノ施行ニ關スル事務、鑛夫ニ關スル事務、鑛山ニ於ケル労働勤勞衛生ニ關スル事務並ニ労働争議調停ニ關スル事務ニ従事ス

第二十一  
第十九條 厚生省ニ職業官ヲ置キ事務官又ハ理事官ヲ以テ之ニ充ツ

職業官ハ上官ノ命ヲ承ケ職業紹介ノ連絡統制ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十二條  
第十九條ノ二 厚生省ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨

ゲズ

第二十條 厚生省ニ産業安全研究所ヲ置キ工場事業場ニ於ケル災害豫防ノ調査研究及工場事業場ニ於ケル災害豫防ニ關スル技術者ノ養成訓練ヲ掌ラシム

産業安全研究所ニ所長ヲ置キ技師ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

保険院官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ保険院職員ノ職ニ在リテ社會保險局ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルト

キハ保険院書記官ハ厚生書記官ニ、保険院事務官ハ厚生事務官ニ、保険院理事官ハ厚生理事官

ニ、保険院技師又ハ保険院保健技師ハ厚生技師ニ、保険院屬ハ厚生屬ニ、保険院技手ハ厚生技

手ニ同官等俸給又ハ現ニ受クル待遇相當官等ニ相當スル官等及現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ休職中ノ保険院職員ニシテ休職ト爲リタル際社會保険局ニ屬シタルモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ厚生省メ職員ニ同官等俸給又ハ現ニ受クル待遇相當官等ニ相當スル官等及現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス



勅令第 號

厚生省研究所官制

第一條 厚生省研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題、國民保健及國民勤勞ニ關スル調査  
研究竝ニ公衆衛生技術者及工場事業場災害豫防技術者ノ養成訓練ヲ掌ル

第二條 厚生省研究所ニ總務課及部ヲ置ク

各部ノ名稱竝ニ總務課及各部ノ事務ノ分掌ハ厚生大臣之ヲ定ム

第三條 厚生省研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

部長

技師

研究官

專任三十四人

奏任

内三人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

專任十人

奏任

内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

教務主事

指導官

事務官

技手  
研究官補

指導官補

書記

藥劑手

前項定員ノ外十人以内ノ無給技手ヲ置クコトヲ得

第四條 厚生省研究所ニ顧問ヲ置キ所務ヲ輔ケシム

顧問ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 厚生省研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第六條 厚生省研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

専門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第七條 所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ統理ス

第八條 部長ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル

四

第十一條 教務主事ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ノ連絡統一ニ

關スル事務ヲ掌ル

第十二條 指導官ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ヲ掌ル

第十三條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十五條 指導官補ハ技手又ハ研究官補ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ指導官ノ職務ヲ助

ク

第十六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十七條 藥劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

第十八條 厚生省研究所ニ於テ養成訓練ヲ受クル者ヲ厚生省研究所研究生ト稱ス

厚生省研究生ニ關スル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

#### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

人口問題研究所官制及厚生科學研究所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ人口問題研究所職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ人口問題

研究所研究官ハ厚生省研究所研究官ニ、人口問題研究所研究官補ハ厚生省研究所研究官補

ニ、人口問題研究所書記ハ厚生省研究所書記ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ厚生科學研究所職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ厚生科學

研究所技師、厚生科學研究所教授又ハ厚生科學研究所助教授ハ厚生省研究所技師ニ、厚生科

學研究所事務官ハ厚生省研究所事務官ニ、厚生科學研究所技手又ハ厚生科學研究所助手ハ厚

生省研究所技手ニ、厚生科學研究所書記ハ厚生省研究所書記ニ、厚生科學研究所藥劑手ハ厚

五

生省研究所藥劑手ニ同官等同俸給又ハ現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ厚生省職員ノ職ニ在リテ産業安全研究所ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ厚生技師ハ厚生省研究所技師ニ、厚生技手ハ厚生省研究所技手ニ、厚生屬ハ厚生省研究所書記ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ人口問題研究所若ハ厚生科學研究所ノ職員ニシテ休職中ノモノ又ハ現ニ休職中ノ厚生省職員ニシテ休職ト爲リタル際産業安全研究所ニ屬シタルモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前三項ノ例ニ依リ厚生省研究所職員ニ同官等及同俸給又ハ現ニ受クル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

前四項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ

理 由

行政簡素化實施ノ爲人口問題研究所、厚生科學研究所及産業安全研究所ヲ統合シテ厚生省研究所ト爲シ以テ厚生省所管諸研究所ノ研究調査ヲ綜合的的效率的タラシムルト關係職員ヲ整理スルノ要アルニ依ル



昭和十七年十一月一日  
行政簡素化實施ノ爲ニスル樞密院官制中改正ノ件  
勅令第七四〇號

行政簡素化實施ノ爲ニスル樞密院官制中改正ノ件

参照添附

昭和十七年十一月一日  
公布  
勅令第七四〇號